

# 平成28年度第1回神奈川県環境影響評価審査会議事 録

## 日時

平成28年4月22日（金曜日） 17時00分から19時45分まで

## 場所

万国橋会議センター 401・402号室

## 出席委員

有本 誠、岡村 敏之、清宮 理、河野 忠、酒井 晓子、廣江 正明、  
藤倉 まなみ、○益永 茂樹、丸山 隆、○三島 万里、宮澤 廣幸、山本佳世子  
(敬称略、○会長、○副会長)

## 傍聴人

25人（一般傍聴の定員25人）

## 議題

### 対象事業の諮問及び審査

（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書について  
川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について

### 対象事業の審査

JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について

### その他

## 審議概要

### 対象事業の諮問及び審査

（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書について

事務局

参考資料「火力発電所の配慮書段階における環境アセスメントに係る最近の動向（温室効果ガスの取扱い）」により説明。

事務局

資料1-1 「（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書について（諮問）」により諮問。

益永会長

本案件についても、慎重に審議していきたいと思います。

ではさっそく、この事業の計画段階環境配慮書の概要について、説明を受けたいと思いますので、事務局は会場内に事業者を案内してください。

事務局

事業者を紹介。

事業者

資料1-2 「（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設計画 計画段階環境配慮書の概要」により説明。

益永会長

はい、御説明ありがとうございました。それでは今説明のありました内容について、委員の皆さんから質問、コメントがあればお願ひいたします。はい、有本委員、お願いします。

有本委員

今日は現地の案内をどうもありがとうございました。現地で環境を拝見しますと、かなり広い敷地の中で、ハヤブサが繁殖したことを確認できました。ハヤブサは重要な種と、生態系の上位性の種で取り上げられていますが、配慮書の図には情報が示されていないため、ハヤブサがこの地域をどのような形で利用しているのかがわかりません。それを次回確認させていただきたいと思います。配慮書の記載を見ますと、平成25年に繁殖し、その後は繁殖していないと書かれています。繁殖の経緯について、少しは触れられているのですが、詳細についてわかれれば説明していただきたいです。また、この配慮書を見ると恐らく、繁殖と狩りに適した場所だと思いますが、その観点で情報が整理されていれば、確認させていただきたいと思います。

それから、鳥の重要な種として、他にも様々な種が挙がっているのですが、同様に、配慮書の図には情報が示されていないので、併せて確認させていただきたいと思います。

今御説明いただいたことは、これまでの繁殖の経緯や、調査結果を踏まえての結論だと思うのですが、影響は極めて小さいとしています。このことについて、詳しい説明をお願いしたいと考えています。

今回答えるものとできないものとあると思うのですが、回答できるものだけでもお願いしたい。回答できないものについては、次回にお願いしたいと思います。

益永会長

はい、では事業者の方から回答いただける部分をお願いいたします。

事業者

今回重要種が確認されておりまして、特にハヤブサ等に関しましては、高度に利用している状態です。そのため、今回配慮書には載せておりません。ただし、一般の場には公開できないのですが、改めて個別には対応できますので、具体的な飛翔図等は対応させていただきたいと思います。もちろんハヤブサ以外の他の種もすべて今回配慮書には載せておりません。資料に関しましては、個別に対応させていただきたいと考えています。

なお、平成25年度に関しまして、ハヤブサは、繁殖をしたわけではなくて、抱卵行動までであります、実際孵化まではしていないということは補足させていただきます。

有本委員

分かりました。

益永会長

そうしますと、配慮書には示されていない図面があるようですので、それは次回非公開で審議するということにしますか。

事務局

一般的に猛禽類につきましては、今までの審査会では非公開審議をお願いするような形でございます。情報の取り扱いにつきまして事業者と相談して、場合によっては審査会の前に個別に御説明させていただくということも含めて対応させていただければと思います。

益永会長

そのような形でよろしいですか。有本委員。

有本委員

結構です。了解しました。

益永会長

では次回で答申になってしましますので、少し前倒しで相談をしていただきたいと思います。他の委員から何かありますか。はい、清宮委員お願いします。

清宮委員

気になったことを2、3点だけお話ししておきたいと思います。一つは煙突のことで、高さを180メートルと200メートルの2案とっていますけれども、大気質の内容を見ると、ほとんどがバックグラウンドで、180メートルでも200メートルでも問題ないという結論になっています。横須賀のこの煙突はもともと様々な条件で決まったと思うのですけれども、高い印象があって、もし環境の配慮ができるのであれば、もっと低くできないのかと思います。180メートルありきで、もう1回180メートルを作らなくても良いのではないかという気がしたのですが、そうでないのであれば、意見を頂きたいと思います。

それからもう1点、今回石炭の火力ということですが、出てくる石炭灰の処理の仕方がどこにも言及されていません。まとめてここで埋めるということはできないので、外に持つて行くと思います。この火力発電のシステムを見ても、排煙として出る方の処理は書いてあるのですが、出てきた石炭灰の微粉末の流れがどこにも書いていないので、どのように仮置きして、どのように処分して港湾のどこから持つて行くかとかいうことは、是非言及していただきたい。仮置きするのであれば、それなりの対策を取っていただきたい。石炭の微粉末については、屋根を付けるということで、非常に良いことだと思っています。廃棄物の方についてもどのように対応するかを言及していただきたいと思います。

もう1点、石炭の荷揚げは港湾施設を使って行うというお話を現地調査でされていて、石炭を体育館のような屋内式貯炭設備の中に入れ、荷揚げするときベルトコンベアで運ぶというのは非常に良いことだと思いました。しかし、久里浜はすぐ目の前にマンションがあり、南風もありますので、微粉末がマンションなど近隣のところに影響を与えないということに言及していただきたいと思いました。その3点が非常に気になったので言及させていただきました。

益永会長

では、今の御質問について事業者の方からできる範囲で回答をお願いします。

事業者

煙突と排煙の処理とベルトコンベアの関係で3つ御質問を頂いています。まず煙突の高さを180メートルより低くできないかという点でございますが、これ以上低くすると煙突ダウンウォッシュの影響が出るのではないかという観点が一つあります。今後準備書で、特殊気象条件で計算することになると思います。また、横須賀の久里浜地区というのは、高い建物が余りないので、シンボルとして180メートルということがありますので、両方の観点から、今のところ180メートルで計画しています。

2点目の廃棄物処理ですが、配慮書の2-14ページ、「(4) 産業廃棄物」に記載していますが、発生する石炭灰に関しては、発電所構外に搬出し、セメント原料等に有効利用するという計画を立てています。

3点目、ベルトコンベアからの粉塵のマンションへの影響という観点でございますが、配慮書の2-8ページに「(2) 発電用燃料の種類」という欄がありまして、揚運灰設備、これはベルトコンベアになりますが、密閉式構造を計画しています。

益永会長

更に質問はありますか。

清宮委員

いえ、ここで議論するつもりはありません。煙突の高さは最初作ったときは環境面から非常に高く設定したと思うのです。それが「ありき」というのがやはり気になっています。煙突がシンボルというよりは、かなり目障りかもしれませんので、できる限り低くした方が良いのではないかと思います。今日もバスの中から見ると、道路からも煙突が出ているような印象です。山に囲まれているので、本来なら目立たなくとも良いのかと思うのですけれども。その点が気になるのは感覚の違いかもしれません。

それから港湾のところで粉じんが出ることについて、ベルトコンベアは蓋をすると聞いたのですが、荷揚げそのもののところをどうするかということの対応を考えてほしい。それから石炭灰の方も対応をはっきり書いていただきたいという気がします。

益永会長

では事業者の方からお願いします。

事業者

説明が一つ漏れています、荷揚げ設備に関しても、船自体が密閉式となるように粉塵対策を講じることを今回計画しています。そちらに関しましても影響はないであろうと考えています。

清宮委員

それは配慮書に書いてあるのでしょうか。

事業者

配慮書ではなく方法書以降で検討していきたいと考えています。

益永会長

その煙突の議論は、もう少し幅を広げて、方法書で検討していただくというのはいかがでしょうか。

宮澤委員

煙突の件でよろしいでしょうか。私が誤解していたら失礼しますが、地元の久里浜町内会との間で何らかの協定がなかったですか。あれはもう失効していますか。

事業者

協定に関しましては、横須賀火力発電所と横須賀市の間では協定を結んでいます。この協定には当然煙突の高さとかといったことは含まれていません。協定自体が失効しているというわけではないのですが、煙突の高さに関するものは協定の中には含まれておりません。

宮澤委員

久里浜町内会とは今は協定はないですか。

事業者

我々としては町内会との協定については存じていないのですけれども、確認はさせていただければと思います。今現在、協定としては先ほど申し上げたとおり横須賀市との環境保全協定があります。改めて確認はさせていただければと思います。

事業者

煙突高さについてですが、かつて超臨界圧の石炭貫流ボイラーにつきましては、環境技術との兼ね合いで高煙突化が繰り広げられてきました。やはり最近環境技術の性能が高まってきて、コストダウン、経済性も含めて、低煙突化ということが志向されてきたということは事実です。ただ我々としては、結局は煙突ダウンウォッシュを含めたリスクを考えますと、煙突と、ボイラー建屋の様々な構造上、設計上のパラメーターも勘案しまして、大体180メートルくらいが妥当なところではないかと考えています。それをもう少し低くできないかということも当然我々としては考えています。過去の経緯も踏まえまして、大体180メートルくらいで良いのではないかと考えています。

益永会長

では酒井委員おねがいします。

酒井委員

みんなのコメントを踏まえて煙突の高さを再検討されるとしたら、この近くにある「くりはま花の国」は、まとまった面積の緑地としても市民の憩いの場としても貴重な存在であると思うので、そこの環境への影響の配慮というのもしていただければと思います。

益永会長

今の点について、何かあれば事業者の方からおねがいします。

事業者

景観という観点で花の国からの見え方等の影響を考慮する点はあるかと思いますが、それに関しましては準備書の段階で正式に示したいと考えています。

酒井委員

あと、今気が付いたのですけれど、配慮書の3.1-94ページの第3.1-27図(2)の現存植生図と、4-64ページの第4.3-9図の現存植生図に挙がっている群落の名前が全然違うので、この点を方法書の方では確認をしていただけますか。

事業者

方法書までに確認したいと思いますが、1点、3.1-94は、環境省が平成11年から21年に行った自然基礎調査でして、4-64は我々事業者が平成26年から27年に調査した結果です。年度も、行った先も違うということはありますが、改めて確認したいと思います。

益永会長

では、それは確認をおねがいします。

事業者

補足させていただきますと、環境省は広域に調査をしていますので、群落についてもカテゴリーが決まっているのと、面積的にもかなり広い範囲で行っています。それに対し、我々が行った現地調査では、現地をくまなく歩いて、詳細に調査した結果、更に細分化して群落を書いているという点で、文献調査と現地調査で違っている、そういう意味合いでございます。

酒井委員

ありがとうございます。

益永会長

それから先ほどの煙突ですが、今日は斎藤委員が来られていないので、景観の委員にも御意見を伺っておいてください。ではほかにございますか。藤倉委員おねがいします。

藤倉委員

この配慮書の中で、二酸化炭素の関連が記載されているのは、2-14ページ、2-15ページだけかと思うのですが、2-15ページの2.2-7表の温室効果ガス排出量という項目に、今回の事業で二酸化炭素が現状に比べて将来どうなるかというのが示されていると思います。当然発電容量、出力が大分小さくなっているので、下がってはいるのですが、今ざっと計算をしたところ、キロワット当たりの二酸化炭素の排出係数については、少し上がっているように見受けられます。それで、参考資料の4ページ、5ページにある過去の火力発電の配慮書手続きに対する知事意見や環境大臣意見を見ると、いずれも二酸化炭素のことを述べています。要するに、リプレースになっていることに異論はないのですが、高効率だと言いながら、結局排出係数が非常に悪くなっていると見えるので、なぜこの方式にしたのか、という点は、やはり、方法書の際などアセスメントの手続きの中で、明確に説明をしていただく方がいいと思います。

事業者

地球温暖化問題に対しては、事業者としても真摯に取り組むべき問題だと認識していることは、まずはお伝えしたいと思います。一方で、国が定めたエネルギー基本計画の中では、国際競争力であるとかエネルギー安全保障の問題から、一定比率、石炭火力を維持するというふうに理解しています。ですので、我々事業者が最新鋭の、いわゆるBATと言われる設備を入れることで、中長期的には低炭素化が図れると考えます。一方で石炭比率が本当に保たれるかという問題につきましては、今度省エネ法が改定されまして、省エネ法のベンチマークを事業者としてはしっかりとやっていくということからしますと、我々東京電力フュエル&パワーとしましては、LNGの高効率化とセットで石炭火力を開発することによって、最終的には国のエネルギー比率に整合させていくということで考えています。

藤倉委員

そのようなことが書かれていないので、方法書以降でも明らかにしてほしいです。また、基本的な質問ですが、現状の燃料は何ですか。

事業者

現状の燃料は、石油でございます。重原油です。

藤倉委員

高効率にして、USCを使っていくのは、もちろん非常に良いことだと思うのですが、なぜここで、石油から石炭に変える必要があったのか、という説明が方法書以降にあるべきだし、本当は配慮書というのは、その方式を複数案出していただいて比較するもので、煙突の高さ20メートル差だけの複数案というのは、配慮書の主旨から言うとちょっとさびしい複数案だなという感想を持ちました。その点だけ述べさせていただきます。

事業者

少し説明させていただきますと、まず配慮書の2-1ページの目的の部分で石炭がなぜ必要かというのは記載しています。また、今説明しましたエネルギー・ミックスとの整合を図っていくということに関しては2-14ページの（6）の温室効果ガスのところで、ふれています。

益永会長

確かに、簡単にはふれられているということかもしれません。では酒井委員おねがいします。

酒井委員

私も同じ感想を持っていて、少なくとも単体では余りにも国の計画と乖離しているように見えます。事業者さんのおっしゃることは、BATということと、トータルとして達成するという方針を定めている小売事業者に確実に売るということで配慮すること、それが大きな二つの対処法でよろしいですか。

事業者

その二つに加えもう1点、省エネ法に基づく効率指標があります。これは石炭とLNGとをあわせて、最終的に石炭とLNGの熱効率がある基準以上に達成するということでございます。我々東京電力フル&パワーは、LNG火力もありますし、今回のような石炭火力もあります。これらをトータルで開発して、国のエネルギーミックスと整合を図るということです。BATと、枠組みに参加している小売に売ること、並びにLNGと石炭の開発、この三つが温暖化の対応でございます。

酒井委員

必ずしもこの発電所単体で達成しなくてもよいという理屈はあり得るかと思います。ですが、藤倉委員がおっしゃったように、やはりトータルとして、目標達成に向かってどういうふうに数値が改善しますというのも環境影響評価の項目に含めていくという発想があつてもよいのではないかと思います。あるいは売った先の小売業界を含め、きちんと適切な小売企業に売っているかどうか、その小売企業が自主的枠組みのルールを達成できているか、達成に向けて、数字が改善しているかどうかといったモニタリングを含めてもいいのではないかと思いました。

益永会長

では、事業者として、もう少しこの省エネ法に基づく基準に対して、どう取り組むかというところについての説明をお願いします。

事業者

基本的には、この事業単体では石炭で、LNGと同時に開発していくということが読み取れるように、方法書段階では書き方を考えたいと思います。補足いたしますと、いわゆる省エネ法の効率指標のB指標というものが、石炭とLNGをバランスよく組み込んでいくのかということが問われますので、それに対しては我々はしっかりと行っていくという宣言をしました。ただ、長期的な発電所の計画がございますので、この地点とこの地点を計画するということまでは、今の時点では我々としては言えないわけです。ただ、我々東京電力フル&パワーとしましては、確実に省エネ法のベンチマークをしっかりと行っていくということでございます。それにつきましては、しっかりと評価書でまとめていくことになろうかと思います。

酒井委員

やはり二酸化炭素の量を日本でも、世界的にも減らしていく、コストを払ってでも減らしていくというトレンドがある中で、増やすところや出すところがあれば、お金を払ってミティゲーションや緩和策をみんなで負担しないとならないというのは間違いないことなので、やはり社会的な責任と言いますか、例えば植林事業等でミティゲーションに協力するというようなことまで含めるこの検討を是非お願いできればと思います。

益永会長

事業者の方から、今の御意見についてもあればお願ひします。

事業者

発電事業者としましては、できることは可能な限り検討して参りたいと思います。その中の一つとして、例えば二国間クレジットとか、海外も含めた対応であるとか、そうしたものにつきましては、しっかりと発電事業者として取り組んでいく、ということでございます。

益永会長

はい、方法書段階ではもう少しつつ込んだ書き方をしていただくようお願ひします。

事務局

実は、温室効果ガスの御担当でいらっしゃいます本藤委員が、今日御欠席ということで、事前にコメントをお預かりしています。今ちょうど二酸化炭素のお話がございましたので、併せてこの時間をお借りしまして事務局から御紹介させていただきます。大きく3点、本藤委員からコメントをお預かりしていまして、まず1点目でございます。横須賀火力発電所は現在発電を停止しているが、立地場所として横須賀火力発電所を選択した理由、それから出力を130万キロワットと設定した考え方、及び燃料として石炭を選択した考え方とそのプロセスについて、立地とか出力とか燃料に関する他の選択肢の検討経過も含めて伺いたい、なお電力需給面とか事業者さん面ではなくて、環境保全面の考え方も併せて確認できたらというコメントを1点目としてお預かりしています。

それから2点目でございます。先ほどの事業者さんの御説明にもございましたけれども、電力業界で電気事業低炭素社会協議会を設立して、その実現に向けて国全体の電力排出の係数の改善の目標を掲げて各社がそれぞれ取り組んでいると理解していますが、この目標達成に向けて、事業者の発電事業全体の中で将来を見据える形で、本件アセスメント事業をどのように位置付けているのか伺いたいというコメントを頂戴しています。

それから3点目として、計画段階配慮事項として温室効果ガスを項目として選定しなかった理由について伺いたいと。以上3点のコメントを本藤委員の方からお預かりしています。併せてこの流れの中で説明させていただきました。

益永会長

では、今の3点のことに関しても事業者からお答えができればお願ひいたします。

事業者

まず1点目、立地場所として横須賀を選んだ理由に関しては、目的にも書かせていただきましたが、運転開始から横須賀火力発電所は55年経過していますので、高効率設備の更新が必要だということで横須賀火力を選定しています。その中で出力を130万キロワットとした理由ですが、出力に関しては燃料の調達面、あと大規模な都市開発、更に今回の場合、環境の改善、非悪化となるように計画してございまして、その結果出力130万キロワットとなりました。更に石炭を選択した理由でございますが、こちらも配慮書の目的に書かせていただいているが、石炭は、コストと安定供給の点で優れた燃料でございまして、ベースロード電源として再評価されているということ、並びに、当社としましては経済性並びに環境性、エネルギーセキュリティの観点からいろいろ検討した結果、石炭プラスLNGとすることが一番よいということで、今回の横須賀に関しては石炭を選択しています。これらを含めました最終的な環境保全の考え方については、今回の計画は環境面では非悪化で計画を立てています。

2点目、低炭素協議会に関連した温暖化の取組に関しては、先ほども議論にでましたとおり、今回の計画ではBAT並びに枠組みに参加する小売り事業者に売ると、更に省エネ法に基づく効率指標を達成していくと、この3本の対応で温暖化への対応を進めていきたいと考えています。

最後、配慮事項として温室効果ガスを選択しなかった理由でございますが、基本的には今回はBATのBに該当するようなUSC設備を導入するということから重大な影響ではないというふうに考えています。もちろん、影響については準備書段階でしっかりと書き込んで評価するつもりでございますが、飽くまで配慮書段階、重大な影響の観点では温室効果ガスは選定してございません。以上でございます。

益永会長

欠席の本藤委員から追加的なコメントがあれば、またお答え願いたいと思います。では他の委員からお願ひします。

丸山委員

私が言いたいことは、ほぼ今の本藤委員のコメントでつくされているのですが、一つだけお願いとして申し上げたいのは、やはり温室効果ガス、地域住民への負担、この2点から考えれば明らかに天然ガスにすべきだと思う。政府全体へのエネルギー政策の問題は分かりますけれども、それは地元の住民には無関係です。ですから単なる国民の一人として恩恵を受けますよというだけで、その負担だけ大きいというのは、地域の住民としては、恐らく非常に不満が残るだろうと思われますので、それをあえて石炭にすることの意味が分かるような説明がやはり必要かと思います。本当にすると、私は水の中が専門ですから、水の中のことが何もでてこない、今回の場合はこれでいいのですが、タカだけやれば生態系のことが全部済むという話では分かりにくいので、生態系は生態系でもう少し大きな視点から、関東一円の大気の循環、その中で横須賀だけではなく、川崎、横浜等様々なところから発電の、それこそ東電さんの煙がたくさん出るわけですが、それがどのように夏場動いていくのか、それが関東平野の大気汚染の負担の内のどのくらいを占めているのか、そういう場合にそれを入れて軽減するにはどうしたらいいのか、というような大きな流れもあつたら入れて欲しいと思います。私、驚いたのは夏の上高地に行きますと、大気汚染の程度が都市部と変わらないというのです。大気の特殊な動きで地形とかで濃度が高まる場所ができてしまっていると。そういうこともそろそろ読める時期だと思います。ここで一番風が強いのは南西の風です。伊豆半島の先端から吹き込んでくる風は真っ直ぐにはいきません。左に曲がって関東平野の内部の方へ回っています。そういうその地形とその場所の風の特性をつかまないで一般論で平均値だけでシミュレーションするというのは、恐らくほとんど無意味だと私は思います。風が強いときは拡散しますので、まだいいのです。ほどよい風がほどよく吹いて、特定の場所だけに、180メートルの煙がまともに行ったり、本当に特定の狭い地域で生物等に影響が出る可能性が非常に高いと思います。その可能性まできちんとやって欲しい。あの辺りですと、同じような高さの大楠山に煙がいけば、かなりの影響が出る可能性があると思います。そういうピンポイントのものについては一般論じゃなくて、現実に即した説明をしていただけると分かりやすいと思います。優れた技術を造られて、元の1号機からは、ある程度負荷は下がっている、それは本当にいいことだと思います。ですので、そこでわざわざ石炭というのがどうしても国の政策を持ってこなければ恐らく説明ができないと思うのです。私が一番怖いのは、これが日本にあればいいんです。最先端の技術者と最先端の技術と大きなコストを確保して処理ができます。この技術が良いものだと途上国へ流れた場合に、これと同じレベルでの環境への配慮ができるのかどうか。それができなければ、要するに、昔の石炭火力のような公害を招く危険性を含んでいくわけです。これはここアセスメントに直接関係ないのですが、大きな視点で見た場合に本当に国策として得なのかというの、私はどうしてもわからないのです。できれば少しでも納

得できるような説明を、もう少し詳しく書いていただけると有り難いと思います。特に今ここで回答していただく必要はないのですが、感想です。

#### 事務局

今、丸山委員の方から大気汚染の関係のお話ございました。たびたび恐縮でございますが、今回、片谷委員も御都合がどうしても合わないということで御欠席でございまして、事務局の方でコメントを事前にお預かりしていますので、今のお話の流れで、御披露させていただきたいと思います。計画段階配慮事項として大気質を選定しており、必ずしも義務付けられていない数値予測まで、この配慮書で行われているということにつきましては、事業者の積極的な姿勢の表れと言える。また、調査・予測・評価の結果についておおむね妥当であると考える。ただし二酸化硫黄について、問題のある濃度ではないけれども、寄与率が約3パーセントということであって、これを最大限抑える配慮が必要ではないか、というコメントを片谷委員から頂戴しています。それから、事務局の方からで僭越でございますが、現在はまだ配慮書の段階でございまして、今の御発言の中で準備書の高濃度予測のような話題もできましたけれども、本日は配慮書段階での御審査ということで御理解を賜ればと考えております、併せてよろしくお願ひいたします。

続きまして片谷委員からお預かりしているコメントもう一つでございますけれども、先ほど事業者さんからの御説明でもございました、合理化ガイドラインの適用につきまして、適用すること自体は現状の国内エネルギー情勢からみて、やむを得ないものの、現状で発電設備が停止状態であるということを踏まえまして、この状態を現状として比較した理由というものを丁寧に御説明いただくべきであるというコメントも併せて頂戴しています。

#### 益永会長

では、事業者の方から、今の片谷委員からのコメントについて答えられる部分があれば、お願ひいたします。

#### 事業者

片谷委員からのコメントで一つ、寄与率3パーセントということでございましたが、こちらある一定条件の風下着地濃度ということで、そもそも高くなる手法の計算でございますので、これは配慮書の手法でございますので、準備書段階ではもっと細かい計算結果が出せると思っています。あと現状に対する丁寧な説明が必要だということでございますが、こちらに関しましては、持ち帰り検討させていただきたいと考えています。

#### 益永会長

私からも合理化ガイドラインについて伺いたいのですが、現状止まっているということになると既に、止まった分は他で代替が済んでいますよね。

#### 事業者

発電という意味では、その通りです。

#### 益永会長

今回、ここに新設するものは、東京電力の中としては、また違う部分を代替するということになりますよね。そうなると、今、敷地的には同じですけども直接この機能を、今回の事業が代替するというのは、その考え方方が妥当なのか疑問に感じています。

#### 事業者

今日、ご覧いただいたとおり横須賀火力発電所の1号機は55年経過しております、当時、昭和30年代には最新鋭機と言われていましたが、さすがに55年も経ちますと現在の発電プラントに対してはやはり効率が下がります。我々電気事業者と致しましては、効率を配分しながら低廉な電気を送るために効率の低いところは稼働率を下げていくというのは、長い電気事業のサイクルの中では当然の流れになっています。今は、稼働率が下がって、停止しているという状況なのですが、長い目で電気事業のライフサイクルからみると、今止まっている部分と、今度新しく設置する部分だけで比較をするわけではないのです。今回、今後需要が上がった時に、現状の設備の効率の低いものを稼働させるよりも、早く高効率のものにリプレースした方が、トータル的にみると環境への影響を低減するという見方もできると思います。当然長い間運転していますと、経年劣化が進み、リプレースが必要になってきますので、今回リプレースしたものについて、他の古い設備の稼働率が下がってきて、それがまた古くなってくるとリプレースをするという長い50年、40年という火力発電所のライフサイクルの流れになっているのかと思います。今、会長からお話がありましたがおり、どこかのやつを今度背負うのかというと、今度新しい所が入りますとどんどん順次古いところの効率の悪いものが止まつてくると考えています。

#### 益永会長

全体としてそういうことはわかるのですが、現在ここで停止している設備がこう変わるという説明は、妥当ではないのではないかと思います。もう少し効率が高いものがどこかで止まるという話だと思います。あるいは、横須賀火力が立ち上がった後、どこを止めるつもりなんですかとお聞きしたいのです。

事業者

今回の横須賀火力でどこかが止まるかということに関しては、まだ先であって、その時の需給バランス、その時の効率等を勘案して決めなければなりませんので、現時点ではお答えできるものではありません。

益永会長

一応分かりました。

藤倉委員

3号機から8号機も現在止まっている事を今初めて知ったのですけれども、そうすると配慮書の2-15ページの第2.2-7表の注にある、リプレース前後の設備利用率の、リプレース前というのは、何年度の利用率でしょうか。

事業者

温室効果ガス排出量の算定に用いた設備利用率85パーセントというのは、新設の利用率が85パーセントを計画していますので、それと合わせた数値を現状にも使用しています。これに関しましては、リプレース合理化ガイドラインに新設と同じ設備利用率で比較することとありましたのでその数値を使っています。過去の実績ではございません。

酒井委員

益永会長の質問にきちんと答えられていない気がするのですけれども、この発電所単体での影響の評価の話と、東電全体として答える話、そこと一緒にせず、今後の方針書なりで分けていただいたほうが話が分かりやすいと思いますし、こちらも納得できる部分がかなり増えると思います。よろしくお願ひします。

宮澤委員

横断的な判断はアセスメントでの時は基本的にしないと聞いていたような気がしますので、そうした使い分けをするのかなと思いますが、いずれにしろそれは次の段階で判断していただけるのでしょう。

先ほどの関係で1点だけ付け加えますと、配慮書の2-15ページの第2.2-7表において、全体的に低減と書いてあります。確かに発電量が減りますから、排出量は全て低減するのですけれども、そのような意味で低減を用いているのか、それとも、割合として更新前が224万キロワットに対して、130万キロワットまで下げるるので、その割合で環境負荷が下がっているのか、というとそうではなくむしろ上がっている部分もある。そうすると、この書き方が読む方に誤解を与えるのではないかと思うので、そこは注意して書いて欲しいということが、今までの議論に私が付け加える点です。

それからもう1点、配慮書の4-3ページに断層のことが書いてあります。この地区には、二つ断層があって、有名なのが北武断層かと思います。野比の中学校や、くりはま花の国にも断層が走っていると思いますし、見たことがあります。新潟では確か、断層は地上は良く分かるんだけれども、海中部分が分からぬといふ話があり、横須賀の久里浜も、非常に北武断層が近いですね。その辺は根拠があって、断定的な表現になっているのか、もう少し詳しく書いていただかなないと、納得いかないのかなという気がします。

事業者

まず、断層に関しては、配慮書の記載については、あくまで文献データを集めたものでございます。それ以外に、今回の計画を立てるにあたって、断層に関する現地調査を行っておりまして、断層はないという結果を得ています。発電所の敷地内に断層はありません。近くに断層が通っていますので、その延長線上であるかどうか判断・調査した結果、断層はなかったです。

宮澤委員

その点も、次の段階で書いてくださるんでしょうけれども、加えていただければ納得しやすいと思います。

廣江委員

騒音・振動に関して、配慮書の2-11ページに、稼動に伴う騒音・振動の発生源対策などに努めると記載されていて、その努力目標となる規制基準に関する記載が、配慮書の3.2-41ページから3.2-50ページにあります。まず確認したいのは、敷地の規制基準を考える時に、埋立地は工業専用地域ですが、隣接する緑地地域は第二種区域であり、工業専用地域の規制基準だけで対応すると読める現在の表現は不適切ではないでしょうか。また、今日の現地観察で判明したことですが、隣接施設として西側に病院、北側に相当数の集合住宅や宅地がありました。今回の増設計画では、代替案ではなく、騒音の発生源となる施設の建設位置を変えることはできません。配慮書の段階で1案に限定した理由は概ね理解しましたが、今後方法書以降の段階で、周辺への対策をどう考えていくのか、影響が現れないようにどう配慮していくのか、気になるところです。また先ほど来、特に非悪化という表現で説明されていますが、酒井委員や藤倉委員らの意見からも分かるように、配慮すべき部分の表現方法やその根拠、考え方が十分納得いかない部分が散見されます。環境非悪化が達成されるか否か、今後、慎重に見ていただきたいと思います。

先ほど藤倉委員から質問のあった利用率についてですが、現状稼働していないというのは、何年程度でしょうか。直近の稼働時に、苦情等が出ていなかったのでしょうか。以上のことについて、現在、把握できている状況、あるいは回答できることがありますら、御意見をお聞かせ頂けないでしょうか。

事業者

騒音・振動に関しましては、配慮書2-11ページの（7）に、定性的には低騒音型機器を使う等と書かせていただいています。実際にどれくらいの音が出て、最終的に周囲に対する影響は敷地境界で何デシベルになるのかといったことに関しては、準備書の段階で計算した上で、示していきたいと考えています。まだ配慮書の段階なのでこのような定性的なところで留めています。

廣江委員

この地域の規制基準に関して、工業専用地域であるとお考えですか。

事業者

これは、すみません、適切な記載でなかったかと思います。緑地の部分はもちろん第二種区域ですので、ここは方法書で分かるようにしていきたいと思います。

廣江委員

苦情などは調査されていませんか。直近の稼働時に、結構、音環境が激変したと想像されますので、どの程度の騒音レベルが観測され、周辺住民からどのような反応があったかということが非常に参考になると思います。

事業者

稼動に関しては、今から2年前、平成26年4月1日から全台停止しています。その前までは動いておりました。ただ、3・4・5号機が最後まで動いていました。1・2号機も含めて、3・4・5号機が一番長く動いていて、平成24年から段階的に設備を止めている実績です。ここ10年程度で見ますと、平均して30パーセントを割るくらいで、10パーセントか20パーセント程度ということは確認できています。また、横須賀火力の場合、3.11の震災後、緊急設置電源という、小さなガスタービン、航空機のジェットエンジンのようなものを設置していた時がありました。その時も苦情に関しては、モニタリング図書として周りの騒音などを実際動いていた時に測って公表していた実績がありまして、その時も環境基準、敷地境界の条例の基準いずれも、特に住居側で守っていたという事実は確認できています。年度としましては、平成23年度、24年度頃の調査では、敷地境界の条例の基準は守っていました。

清宮委員

今日、地震の話がたくさん出てきましたが、既存の護岸とかを再利用するというお話ですが、護岸のところを見たら、滑動しているところが見えました。要するに、地震がもし起きたときに、護岸をそのまま使うと耐震性がないのではないか、という事が懸念されます。ここに埋められている土はほとんど山砂ですけれども、石炭灰でも埋めています。土壤汚染されているか分かりませんけれども、そういうものが港内に流出する可能性もあります。それから、石油タンクがあったので、石油類などが浸透している可能性もあるので、万が一、護岸が壊れた時に、港内を汚す可能性もあります。そのようなところの配慮も検討されているのであれば、記述されたほうがよろしいかと思います。発電所そのものは、耐震設計しているので問題ないと思いますが、周辺において地震で起きる影響について検討していたら、記述していただきたいと思います。

事業者

護岸の耐震対策については、強度があるかどうかを確認のうえ、完全流用するか補強するかという、対策は取る予定です。

酒井委員

私も、今の宮澤委員と清宮委員のコメントを踏まえて、将来起こるかもしれない地震に対する損害、特に断層や地質に関することが今後の評価項目の中に入っていないというのは、ちょっと不安に思うようになりました。配慮書の3.1-74ページに表層地質図というものが出ていて、そのページには断層が3.1-76ページより詳しく示されています。先ほど断層はないとおっしゃっていたのは、この図に基づいたお話かと思います。3.1-74ページの図も確かにこれを見ると事業実施想定区域内には線が入っていませんが、埋め立ててしまったから表層にあらわれていないということではないのでしょうか。もともと海中だから表記がないということでしょうか。ここに線が走っていても不思議ではないという気がします。三浦半島は、断層帯であり、首都圏直下型地震の時にも、かなりの被害が予想されている地域でもありますし、地質図を見ても全体的にやわらかいです。泥岩砂岩とかこの埋め立てた下に分布しているであろう地質もやわらかいので、特段の配慮の検討が必要ではないかと思います。

事業者

配慮書の3.1-75、3.1-76ページについては確かに文献です。例えば3.1-76ページは断層の線そのものでありますので、こちらで説明するのが分かりやすいと思います。我々としても、当然設備を保全しなくてはなりませんので、例えば、配慮書の3.1-76ページ

の真ん中の北武断層は、敷地のかなり近いところまで線が入っています。なので、その延長線上で敷地の中に断層がありますと、土木的な話になってしまいますが、断層の直上ではどんなものを造っても絶対守れません。しかしながら、断層そのものが避けられていれば、耐震設計上で対応できます。まず、断層が建物を造る直下にあるかどうか、ということが視点として大事なことになります。それについては、先ほどお話したとおり、詳細なボーリング調査をしていまして、敷地の中には断層の延長線はないということを確認しています。

酒井委員

地質の専門家ではないのですが、配慮書の3.1-74ページの第3.1-23図を見ると、東西に走っている長い断層を、垂直に切るように縦にたくさん断層が走っているように見えます。それが、事業実施想定区域内は埋立地のために見えないということはないでしょうか。この谷が入っているところに断層があるということはないのでしょうか。

事業者

そういう懸念があったものですから、配慮書の3.1-74ページの図で言いますと、赤く囲った事業実施想定区域の中で、ボーリング調査をして、きちんとコアを分析した上で、敷地の中には断層がないということを確認しています。

酒井委員

それらの資料を今後のアセスメントの図書に書いてくれるのですか。

事業者

環境影響評価法そのものではそういう事は対象となっておりませんが、条例の方で対象となっていますので、そちらについては準備書以降でお示ししていきたいと考えています。

山本委員

配慮書を拝見していると、全体を通して地図を多く使って、様々な事を表現しているのですが、かなり見づらい地図が多いです。これは、ぜひ気をつけていただきたいと思います。先ほどから土地利用とか地質とかのお話が出ていますが、配慮書を見てもなかなか読み取れない。中には地名や地図記号がつぶれてしまって見えない図が多くあります。1ページの中に入れようとするお気持ちはよく分かりますが、これでは読み取りにくい。ぜひ準備書をつくる時には御留意いただけたらと思います。

事業者

なるべく見やすいように配慮したいと思います。

益永会長

では、この辺で一つ目の審議は終わりたいと思います。

この案件については、審議日数が限られていることから、次回は第2回でありますが答申案の審議となります。今後の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局

ただ今議長から御説明いただきましたとおり、次回は答申案のとりまとめとなりますので、急ぎ足での御審議になります。従いまして、本来でしたら公の審査会の場で意見をいただくべきですが、個別の項目については、次回審査会までにそれぞれ専門の委員と事業者さんの回答を付き合わせた上で、検討を進めさせていただきます。検討事項あるいは答申事項等の振り分けにつきましても、各個別の委員と御相談をさせていただきながら、次回に出させていただきたいと考えています。検討の過程で適宜会長にも御相談しながら進めさせていただきたいと思いますし、検討プロセスにつきましても次回審査会で事務局から説明させていただきます。このような進め方をすることに御理解をいただきたいと思います。

益永会長

委員の先生方も、追加の質疑等ありましたらなるべく早めに事務局に連絡していただいて、やりとりをしていただくようお願いいたします。

それでは事業者の皆様、大変お疲れ様でした。事務局が案内しますので御退席をお願いします。

#### 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について

事務局

資料2-1「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について（諮問）」により諮問。

益永会長

本案件についても、慎重に審議していきたいと思います。

ではさっそく、この事業の環境影響評価方法書の概要について、説明を受けたいと思いますので、事務局は会場内に事業者を案内してください。

事務局

事業者を紹介。

事業者

資料2-2「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書の概要」により説明。

益永会長

御説明ありがとうございました。それでは今説明のありました内容について、委員の皆さんから質問、コメントがあればお願いいいたします。

酒井委員

以前の審査会でも、話が出たかもしれないのですけれども、運河のはす向かいに、やはり今アセスメント実施中の発電所の計画があります。もちろん事業者さんにとって他の事業者が行うことは預かり知らないことと言えばその通りなのですけれども、御社はとりわけ環境配慮ということを謳っていただいて、丁寧に対策を考えられていらっしゃるのでお願いするのですが、もう一步進んで、できれば東京湾岸一帯の協議会をつくって、そこをリードするようになっていただければ、それは本当にすばらしいことだと思います。少なくとも、すぐ運河の斜め前にある、同時期に建設が進んでいる他社さんについて、一緒に影響を評価した方が、予測、あるいはモニタリングについても、より効率的で実効性のある現実的なことができると思いますし、周辺の住民に対する説明力も上がるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事業者

運河をはさんだ対岸にあるJFEさんのことだと思いますが、同じくコンバインドによる火力発電所の建設を計画されているということで、配慮書の時も地方自治体からの御意見の中に大気の複合影響を予測してくださいという御意見を頂いています。事業者見解としましては、方法書にも記載させていただいているのですけれども、我々としてはどう評価できるかと考えているところです。その中で、特に大気質の窒素酸化物について、複合影響を踏まえた形で準備書の方では書かせていただきたいと思っています。

酒井委員

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

山本委員

資料2-2の23ページを拝見していると、騒音・低周波音の調査地点が最寄りの住居系地域1地点となっていて、用途地域の色塗りをしている図を見ると、その辺りは、第1種住居系地域とか第2種住居系地域があります。この辺りで調査地点が1地点というのは、何故でしょうか。また、調査地点を選ばれた理由は、どのように考えて、この調査地点を選ばれたのでしょうか。

事業者

住居系地域の一般環境騒音・振動の調査地点ですけれども、基本は、最寄りの住居系地域で考えております。複数点とするかどうかということについて、今回、事業地から住居系地域まで1.4キロメートルとかなり離れているので、複数点をとって影響を予測するということまでは必要はないのではないかと考えて、住居系地域で一番近く、調査が可能な地点として1地点設定しました。ここには、具体的には公園があって、調査が可能です。そのような意味では、この地域の住宅地の代表として考えております。また、参考として、1・2号機でも環境アセスメントを行っておりまして、その時も同様に住居系地域は1地点でした。それも踏まえて、今回もここでの1地点となっています。

山本委員

発電所自体の事業実施区域との関係で、この場所を選ばれたと思うのですが、必要な車両の影響というのは全く考えなくても良いということですか。

事業者

車両については、道路沿道で4地点、調査する計画にしております。資料2-2の23ページにありますが、三角で示している4地点です。主要道路沿道の4地点は、道路沿道で住居がある地点であり、道路交通騒音・振動について、調査する計画にしております。

山本委員

分かりました。

廣江委員

低周波音や騒音・振動の伝播を調査しやすい地点を選択したという理由はよく分かりますが、その地点が必ず騒音・振動が大きくなるという根拠はあるのでしょうか。最も大きな観測結果となる地点を選ぶのは非常に難しいと思います。複数点で計測を行い、その影響を確認する方が合理的だと思います。特に低周波音の場合、伝播方向による差は小さく、周辺に向かって均等に伝播していくと考えられますが、いかがでしょうか。

事業者

まず、影響がどのくらい出るかということですけれども、敷地境界については場所によって多少変わることもある、多目に地点を置いています。住居系地域は、1.4から1.5キロメートル離れているということもあって、基本的には距離減衰が効くと考えています。到達音・低周波についても影響としては、基本的には方向というよりも距離で決まるかなと考えています。それで、なるべく近いところで、測っておけば評価できるのではないかと考えています。バックグラウンドとしては変動する可能性があるかと思うのですけれども、1.4キロメートル離れていて、かなり距離的にも遠いので、そもそも発電所からの影響はそれほど大きくないのではないかと考えて、調査地点は1点で良いのではないかと考えているところです。

廣江委員

道路交通騒音で、昼間と夜間の騒音の環境基準と比較されている記述がありますが、夜間の測定結果で既に環境基準を超過している箇所があります。先ほどの酒井委員の意見と同じですが、対岸の別施設での事業に関連した交通量の増加に伴う道路交通騒音が加算され、周辺住民への影響が大きく増えることが懸念されます。夜間の基準は睡眠への影響を考慮して設定されています。御社だけの責任ではありませんが、やはり既に夜間の基準値を超えている地域への配慮は不可欠です。この点、どのようにお考えかお聞かせ頂けないでしょうか。

事業者

道路交通騒音・振動に関しては、1点ではなく道路沿道4地点で調査し、その地点で予測したいと考えています。ルートについては、資料2-2の23ページに示しましたが、基本的には、黒い実線で書いてあるルートを、工事中も供用後も主要な通行ルートとして使用することを考えています。一番影響が大きくなるであろう、発電所を出て最初の交差点から四方へ行く4地点で調査し、予測・評価して、影響を考えます。特に夜間については、基本的には、関係車両は昼間走ることになるので、夜間の影響については大きくはないと考えていますが、それも準備書で予測結果を示させていただければと考えています。

廣江委員

ありがとうございます。

益永会長

今日最初に事務局から温室効果ガスの話がありましたが、今回の説明の中では、高効率化といいますか、電力供給業のベンチマーク指標にどう取り組むかといった観点での説明はほとんどなかったように思うのですが、どのようにお考えかということをお聞きしたい。また、もう一つ聞きたいのは、方法書の4ページに、既設の1・2号機の発電効率が57.6パーセントと記載されているのですが、これは既に高い効率の装置が設置されているという理解でよろしいのでしょうか。

事業者

二酸化炭素の原単位について、電力事業の協議会である一定の基準を設けて、それを達成できるように、行っていることは我々も十分認識しております、今回の計画も、それに沿ったかたちで実施したいと考えています。

具体的に言いますと、BATの参考表というものが環境省の方から出されておりまして、これのA以上を採用することが今の指針になっています。その中でもちろん、今回の事業においても、A以上を採用することを考えているところです。1・2号機についても実はBATの参考表に載っているものでして、Aに該当する40万キロワット級のものが1・2号機に該当している発電設備です。既に1・2号機の段階でかなり効率の高いものが付いているとお考えいただいて結構だと思います。

益永会長

その辺りの取組みについても、準備書できちんと書いていただけると有り難いと思います。

事業者

はい。準備書の方で書かせていただきます。

益永会長

ほかにございますか。では、河野委員お願いします。

河野委員

発電所なので、温排水や大気中への熱の排出量等というのがとても気になるのですけれども、そもそも環境影響があるための環境影響評価項目の項目選定の丸印がなかったので、ほとんど記述がないのですけれども、多分、環境基準等を満たしているということで、記述されていないのではないかとは思うのですが、そのあたりが気になります。それから一般排水に関する事項で、方法書の2-13ページに書いてあるのですけれども、現状と将来の値についてほとんど差がないにも関わらず、排水の量が3倍前後増えているということは当然負荷量を考えると3倍になるということになろうかと思います。排水の量の規制基準がないということですので、濃度が基準を満たしていれば良いと思うのですが、先ほどの熱の排出量及び一般排水が決して改善されているように見えないので、その検討、若しくはどのように考えているかというのをお聞かせ願えればと思います。

#### 事業者

まず、温排水というお話がありましたけれども、当社の発電設備は、冷却塔を用いた発電設備で、基本的に海水冷却ではありません。そのため、温排水はないというのが今回の考え方であって、方法書でも調査・予測をする項目を定める中で、今回温排水のところについては環境影響評価項目として選定せず、「×」を書かせていただいています。資料2-2の15ページの一般排水に係るフローというところで、冷却塔という工業用水を循環させて冷やしていくところから一部「ブロード水」という捨てる水があります。それを、排水処理設備に通してから排水すると処理に時間が掛かりますので、時間が経って、温度が下がることになりますので、排水口に出るときには、温度も外気温とほぼ同等の温度になりますので、温度の影響はかなり小さいと思っています。

#### 河野委員

温排水についてはそうなると思うのですけれども、結局、その熱を大気に放出しているので、冷却塔に入る前と後の水温と水量ぐらいはデータを頂かないといけない気はするのですが、いかがでしょうか。

#### 事業者

正直言いますと、まだメーカーが決まってないところもありまして、準備書においては冷却塔のスペック等も明示させていただきたいと思います。

もう1点、排水の量が3倍になっているという話は、方法書の15ページの現状と将来のところでしょうか。これは、まず、排水の量が違っている点については、何点かありますて、1点目は、そもそも出力が大きくなっている点です。今回1・2号機の約40万キロワットに対して、3・4号機は65万キロワットで、約1.5倍出力が大きくなっています。その分、水の使用量も増えますので、その分排水の量も多くなっていることです。2点目は、方法書15ページ2-7表の注釈2に「1・2号機の排水の量は、1・2号機評価書の記載値である。」と書いています。1・2号機評価書の記載値とは、1・2号機は、評価書当時は、1機が昼間だけ運転し、もう1機は24時間連続で運転すると想定した値であり、今回3・4号機は、2機とも24時間連続運転と考えています。そのため、これだけ排水の量が大きく異なっています。

水質は、環境影響評価項目として選定しておりまして、調査地点については、この資料2-2の26ページの調査地点で、一般公共用水域等の調査地点に対する負荷量等を予測・評価したいと考えています。

#### 河野委員

ということは濃度的に基準以下であるから、排水するときに問題はないと考えてよろしいわけですよね。

#### 事業者

濃度としては、現状の設備と同等の排水濃度にして排水します。基本的には問題ないとは考えていますが、それは最終的に準備書で影響を予測・評価して、示すことを考えています。

#### 宮澤委員

方法書の14ページと15ページを見ると、工業用水を日最大45,600立方メートルとか、日平均38,000立方メートルとか使うわけですよね。一般排水量は、1日当たり14,800立方メートルであり、この差の2万はどこにいっているのですか。

#### 事業者

これは資料2-2の15ページをご覧いただきたいと思います。まず、用水に関する事項で書いてあります、3・4号機で日最大45,600立方メートルというのは、工場用水として、当プラントに入ってくる水の量になっています。排水の量の1日当たり14,800立方メートルというのは、排水口から出していく数値となっています。では、残りのものはどこにいくのかというと、冷却塔から蒸発等という形で、かなりの量が冷却塔から飛散していくとなっており、この約3万立方メートルはここから蒸発していくと考えていただければ良いと思います。

#### 益永会長

よろしいですか。今日のところはここまでにしたいと思います。この件につきましても、もし追加の質問がありましたら、事務局のほうに言っていただければと思います。

では事業者の方にはお忙しいところ来ていただきましてありがとうございました。事務局の案内に従って、御退席をお願いいたします。

## 対象事業の審査

JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について

事務局

資料3-1 「JFE扇島火力発電所更新計画環境影響評価準備書に係る審議資料」により説明。

事務局

事業者を紹介。

事業者

資料3-2 「JFE扇島火力発電所更新計画環境影響評価準備書に係る補足資料」により説明。

益永会長

では、今頂いた説明の内容について、委員の方から御質問等があったらお願いいたします。まず、酒井委員お願いいたします。

酒井委員

検討いただいたどうもありがとうございます。緑地の植栽、樹木の選定について大変結構に存じます。鳥類の餌になる実がなる樹木も選定されていて、いい感じの林が目に浮かぶようです。ハリエンジュに関しましても、ここにおいて養蜂業によって重要だと強調するのはいかがかとは思いますが、現実問題として、一度定着し、群落状になったものを駆除するのは大変困難なことだと思います。よく存じています。現状から広がらないよう管理されていることが確認できればそれで結構です。どうもありがとうございます。

益永会長

では、他の委員の方から、この件に関して何かございますか。よろしいですか。追加的な御質問があれば、また、これも次回までに事務局に申し出でいただければと思います。

事業者の皆様、お疲れ様でした。事務局が案内しますので、御退席をお願いします。

本日の議題は以上となりますが、ほかに何かありますか。

特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会とします。

以上

## このページの先頭へもどる

このページに関するご質問は、環境計画課にお問い合わせください。

Copyright(C)-2014 Kanagawa Prefectural Government. All rights reserved.

いいね！ 0

ツイート

## このページに関するお問い合わせ先

環境農政局 環境部環境計画課

環境農政局環境部環境計画課へのお問い合わせフォーム

環境影響審査グループ

電話 045-210-4070

このページの所管所属は環境農政局 環境部環境計画課です。